

# 第 2 回

## 鹿児島地区合併協議会

日 時 平成15年2月14日(金) 午前10時

場 所 鹿児島東急イン  
2階ペガサスの間

## 目 次

### 〔報 告〕

- (1) 鹿児島地区合併協議会の会長の職務代理について . . . . . P 1

### 〔議 案〕

- 第 9号議案 合併の期日について . . . . . P 2

- 第 10号議案 市町村建設計画の原案策定方針について . . . . . P 6

## 報告

### (1) 鹿児島地区合併協議会の会長の職務代理について

鹿児島地区合併協議会規約第8条の規定に基づき、次のとおり指名したので報告する。

会長の職務代理

松元町長 四元泰盛

平成15年2月14日

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎 義 則

## 第9号議案

### 合併の期日について

合併の期日を次のとおり決定することについて、協議を求める。

合併の期日は、平成16年11月1日を目標とする。

平成15年2月14日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤崎義則

## [ 参 考 ]

### 1 合併の期日を決定することの意義

- (1) 合併協議を着実に進めていくための目標を設定することになる。
- (2) 市町村建設計画の期間の始期を明確にすることになる。

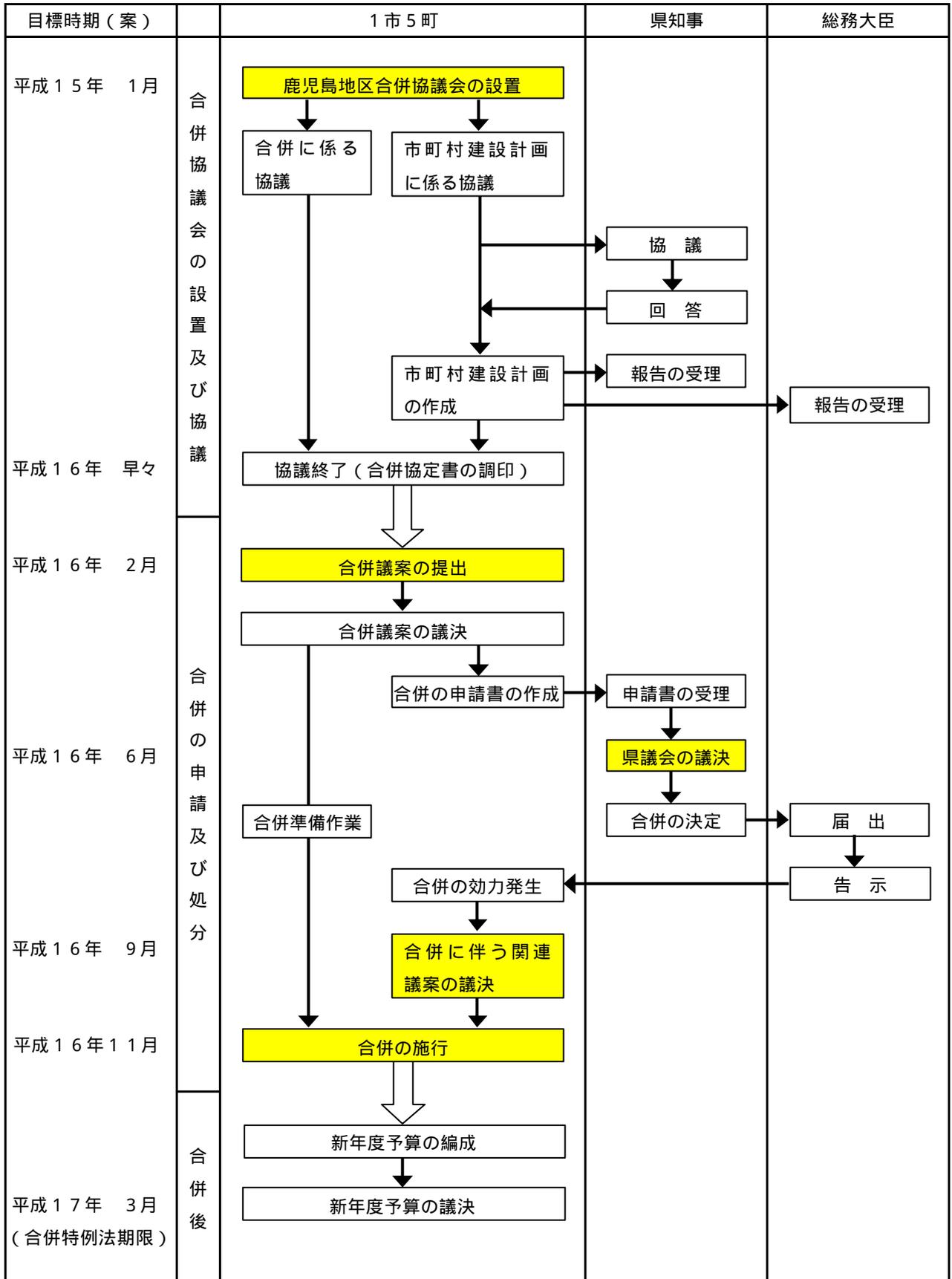
### 2 合併の期日を決定するにあたっての留意点

- (1) 市町村の合併の特例に関する法律の有効期限を考慮すること。
  - ・ 合併するとすれば、市町村の合併の特例に関する法律に基づく各種の財政支援措置を受けることが望ましく、そのためには、同法の期限である平成17年3月31日までに合併する必要がある。
  - ・ このことについては、平成14年9月6日に開催された1市5町の首長の会で確認がなされている。
- (2) 合併の手續に要する期間を考慮すること。
  - ・ 合併するためには、合併協定書の調印後、1市5町の各議会において合併議案の議決が行われてから、県知事への合併申請、県議会における議決、県知事の合併の決定、総務大臣への届出、総務大臣の告示など、様々な手續が定められており、相当の期間を要することから、この点を十分考慮して、合併の期日を定める必要がある。
  - ・ 平成16年早々に合併協定書の調印を行えば、その後の手續に要する期間を考慮すると、合併の期日は平成16年10月以降となる。
- (3) 合併後の市の予算編成に要する期間を考慮すること。
  - ・ 合併後の市が速やかに一体性の確立を図るためには、市町村建設計画に基づく各種事業の執行に要する予算を早期に編成する必要がある。
  - ・ 平成17年度当初予算を合併後の市の本格予算として編成するとすれば、予算編成に要する期間を考慮して、合併の期日は平成16年中とすることが適当である。
- (4) 合併と同時に住民サービスが滞りなく行えるよう、合併準備作業の期間を考慮するとともに、会計処理や電算システムの移行等に、できるだけ支障の少ない時期を想定すること。
  - ・ 電算システムの統合や条例・規則の改正など合併準備作業に要する期間を考慮する必要がある。
  - ・ 年度末を合併の期日とした場合、合併による5町の決算処理は出納整理期間がないことから、これに伴う事務処理と通常の入・支出が一時に重なるため、会計処理が極めて輻輳することになる。
  - ・ 合併の前日まで現行の電算システムを稼動しながら、合併の期日から統合した新システムに移行するためには、休日を利用して移行・検証作業を行うことが適当である。
- (5) 首長の任期を考慮すること。

### 3 資料

- (1) 合併の手續の概要（資料1）
- (2) 合併の期日の事例（資料2）

合併の手続の概要



## 合併の期日の事例

## 1 平成5年以降に合併した先行事例

合併期日	合併後の市の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定合併協議会設置期日
平成5年7月1日(木)	飯田市	1市1町	編入	昭和63年7月1日
平成6年11月1日(火)	ひたちなか市	2市	新設	平成6年2月15日
平成7年9月1日(金)	あきる野市	1市1町	新設	平成6年9月28日
平成11年4月1日(木)	篠山市	4町	新設	平成9年4月1日
平成13年1月1日(月)	新潟市	1市1町	編入	平成12年1月19日
平成13年1月21日(日)	西東京市	2市	新設	平成11年10月11日
平成13年4月1日(火)	潮来市	2町	編入	平成11年8月23日
平成13年5月1日(火)	さいたま市	3市	新設	平成12年4月29日
平成13年11月15日(木)	大船渡市	1市1町	編入	平成13年7月19日
平成14年4月1日(月)	さぬき市	5町	新設	平成12年4月1日
平成14年11月1日(金)	つくば市	1市1町	編入	昭和63年2月8日
平成15年2月3日(月)	福山市	1市2町	編入	平成14年1月21日

## 2 県外における合併協議の事例

合併期日	協議会の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定合併協議会設置期日
平成16年10月1日(金)	鳥取東部地域 (注)参照	1市6町 2村	編入	平成14年11月15日
平成16年11月1日(月)	島原地域一市五 町合併協議会	1市5町 (島原市他)	新設	平成14年7月1日
平成17年1月4日(火)	長崎地域合併協 議会	1市5町 (長崎市他)	編入	平成14年10月1日

(注)鳥取東部地域については、3協議会(鳥取市・国府町・福部村合併協議会、鳥取市・河原町・用瀬町・佐治村合併協議会、鳥取市・鹿野町・気高町・青谷町合併協議会)が合同で合併協議を行っている。

## 3 県内における合併協議の事例

合併期日	協議会の名称	合併関係市町村数	合併方式	法定合併協議会設置期日
平成16年10月(目標) 任意合併協議会で確認	川西薩地区法定 合併協議会	2市4町 3村	未定	平成14年12月25日
平成16年10月(目標) 任意合併協議会で確認	日置合併協議会	6町	未定	平成15年1月21日

(注)川西薩地区及び日置地区の合併期日については、今後法定合併協議会で具体的な期日を提案予定。

第10号議案

市町村建設計画の原案策定方針について

鹿児島地区合併協議会規約第3条第2号に規定する市町村建設計画の原案策定方針を次のとおり定めることについて、協議を求める。

市町村建設計画の原案策定方針は、別紙のとおりとする。

平成15年2月14日提出

鹿児島地区合併協議会会長 赤 崎 義 則

(別紙)

## 市町村建設計画原案策定方針

### 1 計画策定の趣旨

この計画においては、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町の各総合振興計画を継承するとともに、「第四次鹿児島市総合計画」を踏まえ、鹿児島市、吉田町、桜島町、喜入町、松元町及び郡山町（以下「1市5町」という。）の合併後のまちづくりの基本方針を定め、総合的なまちづくり計画を策定する。これにより、1市5町の速やかな一体化を促進し、住民福祉の向上と地域の発展を図る具体的なまちづくりの方向を示すものとする。

### 2 計画策定の指針

- (1) 1市5町の合併後のまちづくりに関する事業については、必要性、緊急性、優先性、有効性、地域性などを十分に検討して選定する。
- (2) 地方交付税、国庫補助金、地方債などの依存財源を過大に見積もらず、健全財政を堅持する観点に立つ堅実な財政計画に基づくものとする。
- (3) ハード面の整備に止まることなく、ソフト面にも配慮するものとする。
- (4) 公共施設等の統合整備については、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮し、地域性や地域バランス、更には財政事情を考慮しながら逐次実施するものとする。
- (5) 計画の実施を通して、地域住民の生活水準・文化水準を高めるという計画の役割を果たすとともに、併せて行政の組織及び運営の合理化を図るものとする。

### 3 計画内容

- (1) 計画の対象となる地域  
1市5町の地域とする。
- (2) 計画の構成  
まちづくり計画及び財政計画を中心として構成する。
- (3) 計画の期間  
合併施行の日からおおむね10か年とする。
- (4) 総合計画及び総合振興計画との整合  
1市5町の総合計画及び総合振興計画の基本構想、基本計画等に基づき、まちづくりの基本方針を作成し、具体的な施策については、1市5町の基本計画、実施計画等を基に、合併により必要となる施策や一体的に継続して実施する施策を選定するものとする。

(5) まちづくり計画

対象事業の範囲

対象事業は、合併後のまちづくりの基本となるものとし、鹿児島県が事業主体となるものを含むものとする。

対象事業の選定基準等

- (ア) 1市5町の総合計画又は総合振興計画の中に定められていること及び高い事業効果があること。
- (イ) 合併に伴う効果が最大限に発揮される新たな視点に立ったまちづくりの推進に大きく寄与する事業であること。
- (ウ) 「第四次鹿児島広域市町村圏計画」に位置付けられた事業等、地域の一体的発展につながる重要な事業であること。
- (エ) 鹿児島県の「21世紀新かごしま総合計画」と整合性が図られる事業であること。
- (オ) 公共施設等の整備については、既存施設の有効活用に配慮するとともに、新設の場合は複合的な施設として整備することを基本とすること。
- (カ) 合併特例債の活用については、将来の健全財政に対して十分配慮するとともに、長期的視点に立って検討すること。

4 財政計画

(1) 策定の趣旨

財政計画は、まちづくり計画に定められた事業を総合的かつ計画的に推進できるよう、長期的な見通しに立って行財政の健全な運営を図ることを目的に策定するものである。

このため、財政計画は、現行制度を基本とし、まちづくり計画の事業を推進するに当たって必要となる財源の見通しと、その年次別の重点的・効率的な配分などを明らかにするものとする。

(2) 策定の基本的考え方

策定にあたっては、合併による歳出の削減効果、合併による市民負担やサービス水準への影響、さらに国及び県による合併に係る財政支援等を反映させて策定するとともに、まちづくり計画を財政面からも検証することとする。

5 方針の施行日

この方針は、平成 年 月 日から施行する。